**平成３０年（フ）第６５号**
金沢市城南２丁目10番21号
債務者　間瀬　紳司
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第８３号**
石川県野々市市本町５丁目８番50号　舘コーポＣ－１号
債務者　小花　博道
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第１０２号**
兵庫県伊丹市池尻７丁目40番地　藤春館208号
債務者　井脇　靖洋
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成３０年（フ）第２８号**
兵庫県豊岡市野田15番地
債務者　品川　　勇
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成３０年（フ）第９２号**
福岡県小郡市三沢5000番地３　三沢ハイツＢ－201号、前住所福岡県久留米市田主丸町殖木799番地１　崎野アパートＢ102号
債務者　古賀　妙子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成３０年（フ）第４７号**
福島県郡山市中田町高倉字台147番地の１、従前の住所福島県郡山市安積町荒井字雷神９番地の１　ウィンブリッジ柴宮202号
債務者　山田　朋江
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成３０年（フ）第６４号**
福島県郡山市開成４丁目７番４号　マリオン開成山公園308号、従前の住所福島県郡山市台新２丁目24番30号　第２サンパレス国分106号
債務者　吾妻　美幸
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成３０年（フ）第７２号**
神戸市西区秋葉台２丁目149番地の47
債務者　有元　義人
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成３０年（フ）第３４６号**
神戸市須磨区桜木町２丁目２番23号　エスペランサ桜木201
債務者　荒川　伸也
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３４７号**
神戸市須磨区桜木町２丁目２番23号　エスペランサ桜木201
債務者　荒川　由貴
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３５８号**
神戸市須磨区月見山本町１丁目４番19号　ハイエスト月見山103号、従前の住所神戸市中央区割塚通２丁目２番７―608号
債務者　渡邉　　恵
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３６４号**
神戸市東灘区魚崎北町４丁目８番47―210号
債務者　石田裕嘉子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２２号**
熊本県八代市本野町57番地６
債務者　小野みつ子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所八代支部

**平成３０年（フ）第２３号**
熊本県八代市麦島東町３号１番地（102）
債務者　佐波　勇一
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所八代支部

**平成３０年（フ）第２４号**
熊本県八代市麦島東町３号１番地（102）
債務者　佐波　千秋
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
熊本地方裁判所八代支部

**平成３０年（フ）第５３号**
青森県弘前市大字高杉字神原78番地１
債務者　工藤　寛生
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
青森地方裁判所弘前支部